

【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業等に関するQ&A 平成27年6月16日版】

	ご質問	回答
1 特別給付	退院後の通院のため、通院等乗降介助を利用するために要介護認定申請を行った場合、認定結果が出るまでのサービス利用はどのような手続きになるか。(新規申請の場合、区分変更申請の場合) また、認定の結果要介護と判定された場合はどのような取扱いになるか。	退院後、認定結果が出るまでの間は、暫定プランでのサービス利用になるため、新規申請の場合は利用開始前に従来のケアミーティングにかけていただく必要があります。その際の提出書類は、通院等乗降介助申請にかかる理由書と基本情報、アセスメントシート、ケアプラン等の書類です。 区分変更申請の場合は、ケアミーティングの対象とはしませんが、サービス利用開始までに理由書等の提出をしてください。
2 特別給付	通院等乗降介助を月の途中から利用する場合、使える回数をどのように算定するのか。	概ね1週間に2回(片道を1回とする)を基本とし、1月に8回を限度とします。
3 特別給付	くらしいきいき教室を他のサービスと併せて利用する場合、既に作成しているケアプランとは別にくらしいきいき教室のみのケアプランを作成する必要があるのか。 また、その際のケアマネジメント代は、特別給付分として別で請求してよいか。	特別給付のサービスを他のサービスと併用する場合、他のサービスと併せたケアプランの作成をお願いします。このため、ケアマネジメント費については支給されません。
4 総合	くらしいきいき教室のサービスを6ヶ月利用した結果、卒業できない場合はどうなるのか。	本サービスは12ヶ月間において6ヶ月を超えて利用することはできないものとしておりますので、6ヶ月後のモニタリングの結果、利用者の心身状態に応じた適切なサービス提供を行うこととします。その際は地域生活応援会議においてケアプランの検討を行います。
5 総合	くらしいきいき教室を利用する対象者はどのような人を想定しているのか。	本サービスを提供することによって、心身の状況を改善することができると思われる人を想定しています。初めて介護保険のサービスを利用される方に積極的にご利用いただきたいと考えています。
6 総合	くらしいきいき教室を卒業後、6ヶ月経過する前に転出した場合、元気アップ交付金の支給対象になるのか。	元気アップ交付金の支給対象は、サービス終了後6ヶ月の間、サービス利用が無かったとき、又は介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB、訪問型サービスC、訪問型サービスD又は通所型サービスBのみの利用となったときに交付されます。対象者が転出された場合は、本市介護保険のサービス利用実績の確認をすることができないため、元気アップ交付金の対象にはならない取扱いとします。
7 総合	総合事業のサービスを利用している対象者で、ショートステイを利用する月としない月ではケアマネジメント費は介護予防支援費とケアマネジメントAと月毎に変えるのか。	総合事業のサービスのみを利用されているのであればケアマネジメントA・B・Cの請求になります。ショートステイの利用実績のある月のみ介護予防支援費の請求になります。

		ご質問	回答
8	特別給付	7月からおむつの特別給付利用についての文書の中では生活保護受給者が対象になるとあったが、特別給付は生活保護受給者は対象とならないと資料の中に記載があるがどちらが正しいか。	6月16日に配布した資料が正しい。 ※最低生活を基準とされている生活保護受給者の方については市町村特別給付は支給限度額外の横だしサービスという考え方になる為。また介護扶助の範囲に市町村特別給付がない為。
9	総合	保険料の滞納で給付制限の措置を受ける場合、介護保険給付サービスの利用者負担は3割負担となります、「くらしいきいき教室」の利用者負担は給付制限の適用は受けず1割でしょうか。	総合事業のうち、訪問介護相当事業、通所介護相当事業、及びくらしいきいき教室については介護保険給付に準じた給付制限を適用し、利用者負担は3割となります。 また、介護保険特別給付のうち、くらしいきいき教室のみ同様に給付制限を適用し、3割負担といたします。 なお、利用者が事業対象者の場合の給付制限適用日は、要介護(要支援)認定者に準じた取扱いとし、チェックリスト実施日の属する月の翌月1日といたします。